

学童保育室の申請に必要な書類

1. 学童保育申請書

2. 児童台帳

3. 児童調査書(新規利用者のみ)

4. 食物アレルギー確認記録書(食物アレルギーがある方のみ)

5. 勤務(内定)証明書

- ・保育所に提出した写しでも受付可能です。
- ・概ね3か月以内のものが有効です。
- ・採用予定で申請された場合は、正式採用後に再度提出してください。
- ・変則就労の場合
 - シフト表(申請の直近4週間分)が必要です
 - 入室後も毎月シフト表を学童保育室へ提出してください。
- ・経営者／代表者が自身 又は 自営業協力者等、内職に従事している方は、次の書類を提出してください。

経営者／代表者が自身の方

勤務(内定)証明書 就労状況(予定)申告書

+

次のいずれか

・最新の確定申告書 ・受注表 ・請負契約書 ・その他、仕事内容や実績が確認できるもの

自営業協力者等

勤務(内定)証明書 就労状況(予定)申告書

+

次のいずれか

・最新の確定申告書 ・源泉徴収票 ・給与明細書(直近3か月分) ・その他、収入が確認できるもの
--

内職に従事している方

就労状況(予定)申告書

+

次のいずれか

・勤務(内定)証明書 ・「内職従事・収入証明書」
